

日本 ITU 協会賞規程

（目的）

第 1 条

国際電気通信連合（以下「ITU」という。）の目的達成および我が国の ITU 関係諸活動の発展向上、世界情報社会サミットにおける基本宣言および行動計画の実現ならびに情報通信および放送分野における国際協力活動の発展を通じ、世界の情報通信および放送分野の発展に寄与するため、日本 ITU 協会賞（以下「協会賞」という。）を設ける。

（協会賞の構成）

第 2 条

協会賞は、特別賞、功績賞、奨励賞、特別功労賞の 4 賞で構成し、それぞれ次の各号に該当する者（団体を含む）に贈る。

（１）特別賞：世界の情報通信および放送分野ならびに国際協力分野の発展に向けた広範な社会貢献を通じて、特にその功績が著しい者。

（２）功績賞：ITU の活動または我が国の ITU 関係諸活動への貢献、世界情報社会サミットにおける基本宣言または行動計画の実現への貢献、情報通信、放送または郵便の分野における国際協力活動への貢献その他情報通信または放送に係る国際的な活動に関する功績が著しい者。

（３）奨励賞：前号に該当する諸活動にすでに参加し、今後これらの領域において継続して寄与することが期待される者。

（４）特別功労賞：第 2 号に該当する事項につき、著しく高度な功績を有する者。

（受賞者の決定）

第 3 条

協会賞を受ける者は、総務省、協会法人賛助会員、関係機関および団体ならびに一般財団法人日本 ITU 協会の推薦を受けて、別に定める「日本 ITU 協会賞選考委員会」（以下「委員会」という。）に付議し、その議を経て理事長が決定する。

ただし、特別賞を受ける者は、委員会委員ならびに一般財団法人日本 ITU 協会の推薦を受けるものとする。

（表彰の実施）

第 4 条

表彰は、賞状またはこれに相当するものとし、原則として毎年「世界情報社会・電気通信日」の記念行事の一環として実施する。

2 前項の定めにかかわらず、特別功労賞については、別の時機をとらえて表彰することができるものとする。

付 則

この規程は平成 28 年 12 月 1 日から施行する。